

☆交通バリアフリー法の仕組み

基本方針（主務大臣）

- ・ 移動円滑化の意義及び目標
- ・ 移動円滑化のために公共交通事業者が講ずべき措置に関する基本的事項
- ・ 市町村が作成する基本構想の指針 等

公共交通事業者が講ずべき措置

新設の旅客施設、車両についての公共交通事業者の義務

- （旅客施設を新設する際の
基準適合義務）
- ・ エレベーター、エスカレーター
の設置
 - ・ トイレの設置 等

- （車両を導入する際の
基準適合義務）
- ・ 車両の車いすスペースの確保
 - ・ 低床バスの導入 等

既設の旅客施設、車両についての公共交通事業者の努力義務

重点整備地区におけるバリアフリー化の重点的・一体的な推進

基本構想（市町村）

- ・ 駅等の旅客施設及びその周辺の地区を重点的に整備すべき地区として指定
- ・ 旅客施設、道路、駅前広場等について、移動円滑化のための事業に関する基本的事項 等

公共交通 特定事業

公共交通事業者が
基本構想に沿って
事業計画を作成
し、事業を実施

道路特定 事業

道路管理者が基本
構想に沿って事業
計画を作成し、事
業を実施

交通安全 特定事業

都道府県公安委員
会が基本構想に沿
って事業計画を作
成し、事業を実施

その他の 事業

駅前広場、通路等
一般交通の用に供
する施設について
必要な措置
駐車場、公園 等

支援措置

- ・ 補助金の交付
- ・ 地方債の特例
- ・ 固定資産税等課税の特例